

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和5年6月26日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 介護保険の被保険者の資格管理 第一号被保険者の介護保険料の賦課、徴収 要介護認定(要支援認定)申請受付 要介護(要支援)の認定 介護サービス利用に係る保険給付等 保険者事務共同処理事務 介護予防・日常生活支援総合事業における介護サービス利用に係る給付等
システムの名称	1 介護保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 68の項 ・番号法第19条第8号 別表第2 94の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2 43、93、94、109の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。) 第25条の2、第46条、第47条、第55条の2 【情報提供】 ・番号法第19条第8号別表第2 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、109、117の項 ・番号法別表第二主務省令 第2条、第3条、第6条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	福祉保健部介護保険課
所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区福祉保健部介護保険課管理・計画担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話03-5608-6924
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区福祉保健部介護保険課管理・計画担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話03-5608-6924

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	対象人数 1つの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年5月30日 時点	事後	
平成30年4月1日	取扱者数 1つの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年5月30日 時点	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報を取り扱う事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課、徴収、要介護(要支援)認定、保険給付を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用してはならない。 介護保険の被保険者の資格管理 第一号被保険者の介護保険料の賦課、徴収 要介護認定(要支援認定)申請受付 要介護(要支援)の認定 介護サービス利用に係る保険給付等 被保険者共同処理事務	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課、徴収、要介護(要支援)認定、保険給付を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用してはならない。 介護保険の被保険者の資格管理 第一号被保険者の介護保険料の賦課、徴収 要介護認定(要支援認定)申請受付 要介護(要支援)の認定 介護サービス利用に係る保険給付等 被保険者共同処理事務	事後	
令和1年4月1日	リスク対策		項目追加	事後	様式変更による
令和1年4月1日	修正(正しい)しきい値判断項目	平成30年5月30日	令和1年5月31日	事後	
令和1年12月1日	- 3 個人番号の利用 法上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の18の項	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といふ。第9条第1項 別表第10380の項「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第50条	事後	
令和1年12月1日	- 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の3の項及び3の4の項	【照会】 番号法第19条第7号 別表第2の3の3の項及び3の4の項 「番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第46条、第47条 【提供】 番号法第19条第7号別表第二の3第3項(情報提供)が「市町村長、等のうち、第4項(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 97. 108. 117の項)	事後	
令和1年12月1日	- 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	恵田区福祉保健部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都恵田区吾妻橋一丁目23番地の2 電話: 03-5608-6241	恵田区福祉保健部介護保険課管理・計画担当 〒130-8640 東京都恵田区吾妻橋一丁目23番地の2 電話:03-5608 6924	事後	
令和1年12月1日	しきい値判断項目 3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和1年12月1日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和1年12月1日	リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年4月1日	しきい値判断項目 3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年4月1日	しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年4月1日	リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	恵田区は、介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に著しい支障を及ぼすおそれがないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言する。	恵田区は、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収の業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に著しい支障を及ぼすおそれがないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言する。	事後	
令和2年4月1日	- 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法上の根拠	【照会】 番号法第19条第7号 別表第2の3の3の項及び3の4の項 「番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第46条、第47条 【提供】 番号法第19条第7号別表第二の3第3項(情報提供)が「市町村長、等のうち、第4項(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 97. 108. 117の項)	【情報照会】 「番号法第19条第7号 別表第2 43. 93. 94. 109の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をも定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」といふ。第25条の2、第46条、第47条、第55条の2) 【情報提供】 番号法第19条第7号別表第2 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 17. 22. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 97. 108. 109. 117の項 「番号法別表第二主務省令 第2条、第3条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2	事後	
令和2年4月1日	対象人数 1つの時点の計数か	令和元年5月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年4月1日	取扱者数 1つの時点の計数か	令和元年5月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年4月1日	対象人数 1つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年5月10日 時点	事後	
令和2年4月1日	取扱者数 1つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年5月10日 時点	事後	
令和2年4月1日	- 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2 43. 93. 94. 109の項 「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をも定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」といふ。第25条の2、第46条、第47条、第55条の2) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 17. 22. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 97. 108. 109. 117の項 「番号法別表第二主務省令 第2条、第3条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2 43. 93. 94. 109の項 「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をも定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」といふ。第25条の2、第46条、第47条、第55条の2) 【情報提供】 番号法第19条第8号別表第2 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 17. 22. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 97. 108. 109. 117の項 「番号法別表第二主務省令 第2条、第3条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2	事後	
令和2年4月1日	対象人数 1つの時点の計数か	令和3年5月10日 時点	令和4年5月17日 時点	事後	
令和2年4月1日	取扱者数 1つの時点の計数か	令和3年5月10日 時点	令和4年5月17日 時点	事後	
令和2年4月1日	対象人数 1つの時点の計数か	令和4年5月17日 時点	令和5年5月19日 時点	事後	
令和2年4月1日	取扱者数 1つの時点の計数か	令和4年5月17日 時点	令和5年5月19日 時点	事後	
令和2年4月1日	- 3 個人番号の利用 法上の根拠	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といふ。第9条第1項 別表第一の18の項「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第50条	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といふ。第9条第1項 別表第一の18の項「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第50条	事後	
令和2年4月1日	- 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2 43. 93. 94. 109の項 「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をも定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」といふ。第25条の2、第46条、第47条、第55条の2) 【情報提供】 番号法第19条第8号別表第2 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 17. 22. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 97. 108. 109. 117の項 「番号法別表第二主務省令 第2条、第3条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2 43. 93. 94. 109の項 「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をも定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」といふ。第25条の2、第46条、第47条、第55条の2) 【情報提供】 番号法第19条第8号別表第2 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 17. 22. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 97. 108. 109. 117の項 「番号法別表第二主務省令 第2条、第3条、第6条、第8条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2	事後	